

## 大学間交流協定に伴うコーディネーターに関する申合せ

平成 25 年 5 月 10 日  
国際戦略推進本部制定

### (任務)

第 1 大学間交流協定に係るコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の任務は、次のとおりとする。

- (1) 交流協定校との連絡・交渉に関すること。
- (2) 学生の派遣，受入に関すること。
- (3) 学術交流に関すること。

### (配置人員)

第 2 大学間交流協定締結校 1 校あたり 1 名以上の教員をコーディネーターとして配置するものとする。

### (選出)

第 3 国際戦略推進本部長は，国際戦略推進本部（以下「推進本部」という。）の議を経て，当該大学との交流協定締結提案者をコーディネーターとして委嘱する。

- 2 交流協定締結提案者にコーディネーターを委嘱できないやむを得ぬ事情がある場合は，提案者の推薦等に基づき，推進本部が適任者を選出する。
- 3 コーディネーターは，推進本部の求めがあったときは，必要に応じて，推進本部に出席するものとする。

### (任期)

第 4 コーディネーターの任期は 2 年とし再任を妨げない。ただし，コーディネーターに欠員が生じた場合の欠員の任期は，前任者の残任期間とする。

- 2 コーディネーターは，退職，転任，長期出張，任期満了などにより任務を離れるときは，後任者を推進本部に推薦するものとする。
- 3 2によりがたい場合は，当該大学の事情を勘案して，推進本部が，全学教員の中から後任者を選出する。
- 4 3によりがたい場合は，次期更新時まで推進本部本部員である教員 1 名が後任者としての任務を担当する。

### 附 則

- 1 この申合せは，平成 25 年 5 月 10 日から施行し，平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 大学間交流協定に伴うコーディネーターに関する申合せ（平成 16 年 6 月 23 日国際交流委員会制定）は廃止する。